

令和7事業年度 北方領土問題対策協会評議員会 議事要旨

1. 日 時

令和8年3月23日（月） 15：00～16：30

2. 場 所

秋葉原 UDX カンファレンス 6階「Room D」

3. 出席者

<評議員>

杉山評議員、河内評議員、大原評議員、菅原評議員、高岡評議員、
松本評議員、野瀉評議員、鈴木評議員、濱松評議員

<評議員：オンライン出席>

高根評議員、楠評議員

<代理出席>

石橋部長（石垣評議員代理：根室市北方領土・国際交流部長）

<北対協役職員>

山本理事長、鶴田専務理事、中野監事、田中事務局長、竹内事務所長、
江上総務課長、石川上席専門官

4. 議題

(1) 議長の選任について

(2) 北方領土問題対策協会業務説明について

① 令和7年度 業務報告について

一般業務関係 説明：石川上席専門官

貸付関係 説明：竹内事務所長

② 令和8年度 年度計画（案）について

説明：江上総務課長

③ 令和8年度 事業計画（案）について

一般業務関係 説明：石川上席専門官

貸付関係 説明：竹内事務所長

(3) その他

5. 会議概要

(1) 山本理事長冒頭挨拶

(2) 議長の選任

満場一致で河内評議員が議長に選任

(3) 議題についての説明

(4) 質疑概要

以下のとおり。

① 令和7年度 業務報告について

(野潟評議員)

資格承継制度について、個人事業主の判断要件を所得金額へと変更した点、説明願いたい。

(竹内所長)

従前の規程では、個人事業主の売上額を収入額として取り扱っていたところ、売上額から経費を差し引いた所得金額により、収入額の判定を行うよう変更したものの。

(野潟評議員)

基準額はどのように設定されるのか。

(竹内所長)

現在、法律の趣旨・目的を踏まえて検討中である。

② 令和8年度 年度計画(案)について

(菅原評議員)

県民会議あるいは県民大会の開催手法について、協会から何らかの材料提供を頂きたい。若年層への訴求力を高めるためには、映像の活用が非常に有効で

あると考えており、総理大臣からのメッセージ動画、あるいは北対協や県民会議の取組についてのダイジェスト版動画等の提供を受けられると非常にありがたい。

また、県民大会の実施方法についても、司会者を大学生に依頼する等、若年層の取り込みに直結するようなマニュアルの作成及び展開をお願いしたい。

(石川上席)

協会は、推進委員全国会議または県民会議全国代表者会議で実施しているブロック別協議等において、各県の取組について情報共有を図る機会を設けている。また、動画の提供についても、協会ホームページにおいて実施しており、ご活用いただきたい。

より分かりやすい情報の提供については、今後の検討課題として参りたい。

(河内評議員)

令和7年度補正予算における啓発施設の改修費用について、これは老朽化への対策を用途としたものなのか。あるいは、何らか付加価値をつけることに使用するのか、方針があればお示し願いたい。

(江上課長)

令和7年度補正予算は、北方館及び羅臼国後展望塔の傷んでいる部分の補修等を使用とした改修費用として予算化されている。

③ 令和8年度 事業計画（案）について

(野潟評議員)

事業実施の具体的な日程等について、これまで提供を受けたことが無い。可能であれば、協会の取組について事前に知らせてほしい。

(石川上席)

協会ホームページやSNSにおいて情報発信を行っているので、是非ご活用いただきたい。

(野瀬評議員)

融資事業に関して、貸付金額が年々減少している。協会はこの状況をどのように考えているのか。

(竹内所長)

貸付金額は、需要によって変動するものと認識している。多くの方の要望により実現した生前承継制度の導入によって、平成 10～12 年頃には、40 歳代の元島民 2 世を中心として住宅資金を非常に多くご利用いただいた。

残念ながら、今日に至るまで北方領土問題解決が長引いている事実を踏まえ、当協会としては、法律により定められている枠組みの中で、有資格者に対し、適時適切に対応していくことが必要であると考えている。

(鶴田専務理事)

我々は、与えられた法律の枠組みにおいて、事業を実施していく事を責務としている。

昨年、各地域の漁業協同組合との意見交換の結果として、協会の判断で実施可能な融資メニューの改正を主務府省の了解を得て実施し、法対象者の皆様の需要に応えることが出来たと認識している。

法対象者の皆様が、資格承継あるいは融資を受けることが出来るという事実を周知徹底し、これらの存在を知らないために融資を受けることが出来なかったという事の無いように努めて参りたい。

様々な要望があることは承知しているところ、どのように取り組むべきか具体の対案をもって、良い議論が出来ることを期待している。

(野瀬評議員)

確認であるが、漁業資金、農林資金、経営資金等、法人資金については、株式の 90%以上を保有していなければならないというルールがあったと認識しているが、これは北特法において定められているものであるのか。

(竹内所長)

現在、法人資金については取扱いを停止しているが、法律の施行令においてそのように記載されている。これは、法対象者の方々が集って会社を立ち上げ

ることを想定したものであり、法対象者以外の者の割合が増えることが法の趣旨に反することから定められたものである。法人が使用する資金であっても、個人として借入を行うことは可能である。

(野潟評議員)

金融機関を相手方として、個人で借入を行うことは難しい。北対協が直接貸付を行うのであれば、利用が増えるのではないか。

(竹内所長)

金融機関は転貸には積極的でない。事業資金規模が大きくなるほど、北対協が直接貸付を行うことは難しく、上手くいかないケースが多いように思われる。

(杉山評議員)

若年層への働きかけとして、SNS が活用されており、興味を持つ端緒としては非常に優れている。興味を持った後にも、より深く学ぶことが出来るコンテンツを作成いただいてはどうか。

(石川上席)

ご提案を承った。

以上。